

令和6年3月21日

肝付町条例第14号

肝付町議会基本条例の全部を改正する条例

肝付町議会基本条例(平成27年議会条例第1号)の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則(第1条―第2条)

第2章 議会・議員の活動原則等(第3条―第5条)

第3章 町民と議会の関係(第6条―第10条)

第4章 執行機関と議会の関係(第11条―第13条)

第5章 議会の体制整備(第14条―第15条)

第6章 議会事務局の体制整備(第16条)

第7章 議員の政治倫理(第17条)

第8章 基本規範性及び見直し手続き(第18条―第19条)

附則

前文

肝付町議会(以下「議会」という。)は、地方分権改革の進展に伴い地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が一層拡大する中、二元代表制の一翼を担う機関であることを自覚し、その役割を果たすものとする。

議会は、合議制の議事・議決機関として町民の意見を反映させるため議論を通して最良の意思決定を導く使命が課せられている。

肝付町は、国見山系から太平洋岸に至る雄大な自然環境を有し、約九百年の伝統を誇る流鏝馬と日本最初の人工衛星が打ち上げられたロケット発射場を持つ歴史と未来が融合する特色ある町であることを踏まえ、すべての町民との協働による豊かな地域づくりに向け、この条例を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念及び議員の活動原則を定め、自主的かつ自律

的な議会運営の実現に向け基本的な事項等を定めることで、議会の活性化と使命を果たすとともに、歴史を未来に活かす町・肝付町の福祉の向上と町政の発展に寄与することを目的とする。

(目指す議会像)

第2条 議会は、町民に信頼され存在感のある議会とするために、常に町民に対する議決責任と説明責任を果たすため不断の努力を貫く。そして、次に掲げる議会を目指す。

- (1) 町民に開かれた議会
- (2) 町長と切磋琢磨する議会
- (3) 自由で活発な議論が展開される議会
- (4) 政策提言のできる議会
- (5) 町民の声を行政に反映する議会
- (6) 町の民主主義と町民自治発展の推進力となる議会

第2章 議会・議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第3条 議会は、主権者たる町民の代表機関であることを常に自覚し、町民に開かれた議会を目指して活動するものとする。

- 2 議会は、町政に関する情報を随時公開し、町政への町民の参加を進め、町民の意見等を的確に把握して町政に反映させるよう活動するものとする。
- 3 提出された議案の審議、審査を行うほか、政策立案及び政策提言に取り組む。
- 4 町民への説明責任を果たすとともに、議会活動への町民の参加を推進する。

(災害時の危機管理)

第4条 議会は、災害等の緊急の事態から町民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、町長その他執行機関及びその職員と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

- 2 議会は、災害等の災害対策に関して、肝付町議会災害対策本部設置要綱(平成26年肝付町議会告示第1号)を定め、この告示の規定に則って行動するものとする。

(議員の責務)

第5条 議員は、議会が言論の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を推進するものとする。

- 2 議員は、町民の多様な意見を的確に把握するとともに、自己の資質の向上に努め、町民の付託に応えられるよう活動するものとする。
- 3 議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。
- 4 議員の言動及び議員活動において、町民から意見等を求められたときは、説明責任を果たすこと。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開及び発信に努めるとともに、町民に対し理解しやすいことを旨とする説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本議会、常任委員会、特別委員会等を原則として公開し、町民が傍聴等に参加しやすい環境の整備に供さなければならない。
- 3 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけ、その審査においては、必要に応じて提案者の意見、説明等を聞く機会を設けることができる。
- 4 議会は、議案に対する議員の態度、諸会議、研修等への出席状況を議会広報等で公表するなど各議員の議会活動に対し、町民が理解しやすいよう情報を提供するものとする。
- 5 議会は、任期満了前に議員の在任期間の本議会への出席状況、一般質問回数等を議会広報等で公表するものとする。

(町民との意見交換)

第7条 議会は、町民、町民団体、NPO 等と町政全般にわたる意見交換を行い、その意見等を町政に反映させるため、アンケート調査や意見交換の場を多様に開催することができる。

(議会報告会)

第8条 議会は、町民に議会の活動を説明し、町民の意見を議会活動に反映させるため、少なくとも年1回議会報告会を開催する。ただし、大規模な災害の発生や感染症等により、開催することが困難であると認める場合は、この限りではない。

(議会モニター)

第9条 議会、町政への町民の多様な意見、批判、提案等を受け、議会活動に反映させるために「議会モニター」を創設することができる。

(政策サポーター制度)

第10条 議会は、政策提言活動に積極的に取り組むため、町民目線での政策研究の一環として「政策サポーター制度」を創設することができる。

第4章 執行機関と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第11条 議会の本会議における議員と町長及び教育長(以下「町長等」という。)の代表質問、一般質問は、広く町政上の論点、争点を明確にするため一問一答方式で行う。

- 2 常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て、所管事務に関する質問をすることができる。
- 3 一般質問等で町長等が検討を約束した事案については、半年ごとに書面にて議会へ検討結果の報告を求めることができる。

4 議長から会議への出席を要請された町長等は、議員の質問及び質疑並びに提案内容に対して、議長又は委員長の許可を得て、論点の明確化を図るため確認することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第12条 議会は、町長が提案する計画、政策、施策、事業、予算、決算等(以下「政策等」という。)を審議するにあたり、その政策等の水準を高め論点を明らかにするため、説明及び資料の提出を求めることができる。

2 議会は、前項の政策等を審議するにあたり、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるため、町長に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策等の発生源

(2) 提案に至るまでの経過

(3) 総合計画との整合性

(4) 財源措置

(5) 将来にわたるコスト計算

(予算・決算の審議)

第13条 議会は、予算案及び決算を審議するにあたっては、前条第1項の規定に準じて、わかりやすい政策別又は事業別の説明資料を町長に求めることができる。

第5章 議会の体制整備

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案機能の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化にあたり、広く各分野の専門家、町民各層からの情報を得て、議員活動に活用する議員研修会を積極的に開催するものとする。

(議会運営)

第15条 議会は、議員相互の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

第6章 議会事務局の体制整備

(議会事務局体制の強化)

第16条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、職員の適正配置を含め、議会事務局の調査・立法機能の強化をしなければならない。

2 前項の目的達成のため、議会図書の実質化を図るものとする。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、肝付町議会議員政治倫理条例(平成24年肝付町条例第20号)に基づいて行動するものとする。

第8章 基本規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会の運営と活動における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(見直し手続き)

第19条 議会は、この条例の目的が達成されているか、次に掲げる原則に基づいて検証するものとする。

- (1) 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において、年1回検証するものとする。
- (2) 議会は、前号による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- (3) 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であつても本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。